# 教育委員会会議次第

令和6年5月23日(木) 15:05 小倉北区役所8階 812会議室

- 1 開 会
- 2 案 件
- (1) 議案

議案第4号「北九州市文化財保護審議会への諮問に関する陳情書について」 (文化企画課長)

- 秘 議案第5号「令和6年6月北九州市議会定例会への提出議案について」 (総務課長)
  - ① 令和6年度6月北九州市一般会計補正予算(教育委員会所管分)について
  - ② 令和6年度6月北九州市土地取得特別会計補正予算(教育委員会所管分)について
- (2)協議
  - 協 議 ①「次期教育振興基本計画の策定状況について」 (企画調整課長)
- 秘 協 議 ②「北九州市立高等学校学則の一部改正について」(次世代教育推進課長)
- (3) その他報告

その他報告①「これからの図書館のあり方について(答申)について」 (奉仕課長)

3 閉 会

# 教育委員会(定例会)

1 開催年月日 令和6年5月23日(木) 2 開催時間 15:05~17:35

3 開催場所 小倉北区役所8階 812会議室

4 出席者 (教育長) 田島 裕美

(教育委員) 大坪 靖直、郷田 郁子、香月 きよう子、中島 良、清成 真

5 事務局職員 教育次長 髙松 淳子

中央図書館長神野洋一総務部長大庭千枝人権教育担当参事田尾弘教職員部長澤村宏志学校支援部長冨原明博学校教育部長藤井創一教育相談・特別支援教育担当部長有田勝彦

次世代教育推進部長丹羽 雅也中央図書館副館長竹永 政則都市ブランド創造局総務文化部長新山 克己総務課長久保 慶司

企画調整課長栗原 健太郎人権教育・事業調整担当課長大庭 崇彦学校規模適正化担当課長徳光 崇教職員課長岡本 裕史教育センター所長砂田 剛志

学事課長高野 栄二学校保健課長中山 賢彦施設課長有田 隼人指導企画課長浜崎 善則

学校教育課長武藤 佐予教育振興担当課長大石 仁美幼児教育センター担当主幹金子 二康生徒指導課長山中 孝一

学校支援担当課長辻 健一郎学校支援担当課長中村 国彦不登校等支援センター担当課長福嶋 一也部活動地域移行担当課長竹中 雅則

特別支援教育課長森永勇芽特別支援教育相談センター所長北野里香次世代教育推進課長臼木祐子

 教育情報化推進課長
 石川 秀一

 中央図書館運営企画課長
 藤原 定男

 中央図書館奉仕課長
 綾塚 由美子

都市ブランド創造局文化企画課長 楠本 祐子

 6 書
 記
 総務課庶務係長

 総務課
 課

 課庶務係長
 桑本 清

 務 課
 中島 遥香

7 会議の次第 別紙のとおり

# 教育委員会(定例会)会議録(令和6年5月23日)

- 1 開 会
  - 15:05 田島教育長が開会を宣言
- 2 会議録署名委員の指名田島教育長が会議録署名委員に、清成委員と郷田委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第5号「令和6年6月北九州市議会定例会への提出議案について」
- ・協議②「北九州市立高等学校学則の一部改正について」
- 3 案 件
- (1) 公開案件

議案第4号「北九州市文化財保護審議会への諮問に関する陳情書について」

田島教育長/議案第4号「北九州市文化財保護審議会への諮問に関する陳情書について」であるが、審議に入る前に、陳情者より口頭陳情の申し出があり、これを受ける。

あらかじめ陳情者に申し上げる。口頭陳情は5分以内で、要旨を簡潔、明瞭にお願いする。なお、本日は進行の都合により、事務局による陳情書の朗読は省略する。

陳 情 者/陳情の前に事務的な確認である。今日の会議の会議録はいつホームページで公開されるのか。昨年の11月以来公開されていないので、時期を知りたい。

田島教育長/会議録は準備ができ次第公開を予定しているが、時期を約束することはできない。 できるだけ早く公開する。

陳情者/承知した。

### (口頭陳情)

陳 情 者/福島綾子と申す者である。九州大学芸術工学研究院の准教授、北九州市文化財保護 審議会委員で、専門は文化財学である。隣席の方は、九州大学比較社会文化研究院教 授、日本イコモス国内委員会副院長の溝口孝司先生で、専門は考古学である。

> 北九州市教育委員会事務専決規程では、文化財保護事務における局長、部長、課長の専決事項として、文化財の調査、指定及び管理に係る事業(重要なものを除く)の 実施に関する事務を定めている。重要な埋蔵文化財の試掘・発掘範囲の特定、発掘方 法の計画は、文化財の調査、指定及び管理に係る事業のうち、特に重要なものと位置 づけられる。

> 専決規程に示すとおり、文化財の調査、指定及び管理に係る事業で、重要なものは 専決事項から除かれているため、局長、部長、課長は決裁ができず、教育委員会会議 で決定することになる。ただ、教育長、教育委員にこの専門的な判断を求めることは 酷である。そのため、議会の議決を経た付属機関として、文化財保護審議会が設置さ れている。いわゆる諮問機関である。審議会は、考古学者をはじめ、文化財の専門家 で構成されており、委員の任命も教育委員会が行っている。専門家を集結した付属機 関として設置しているので、有効に活用していただきたい。ぜひとも、初代門司駅遺

構の試掘及び発掘調査の実施計画について、教育委員会は北九州市文化財保護審議会 に諮問をしていただきたい。

次に、初代門司駅遺構の試掘と立会調査の問題点について説明する。既に送付した 資料のとおり、文化企画課による試掘の方法と試掘結果の評価は極めて不適切である。 文化財保護審議会委員を含む専門家6名が意見書を提出し、なぜ不適切かを論理的に 説明している。

県の文化財保護課が試掘に立ち会っても、市が県職員と協議しても、不適切なものは不適切である。考古学の専門家としても、文化庁のガイドライン平成10年通知に違反していると明確に言い切れる。全ての試掘・立会調査は、教育委員会の名前、責任において行われており、ガイドライン違反の最終責任は、教育長、教育委員が負う。

これから実施予定の門司駅遺跡の新たな発掘調査計画にも、重大な問題がある。文化財保護の模範を示すべき自治体が、文化財の適切な調査と記録を率先して拒否するという内容になっている。

文化財保護の専門家ではない教育長、教育委員が、試掘や立会調査の適切性を評価することはもちろんできない。そのために、文化財保護審議会が付属機関として、議会の議決を経て設置されている。繰り返すが、初代門司駅遺構の発掘調査実施計画に関し教育委員会から審議会への諮問を早急に行っていただきたい。

最後に、北九州市文化財保護審議会の現状を紹介する。昨年10月に審議委員の任期が切れて以来、文化財保護審議会の会長が不在となっている。北九州市文化財保護審議会規則第7条によれば、審議会は、必要に応じて会長が招集することになっているが、会長がいなければ招集することができない。会長が7ヶ月間不在である。会長を任命するための審議会、会合を早急に開催していただきたい。

この陳情に対しての教育委員会の判断を含め、初代門司駅遺構の取り扱いに、日本 全国の自治体の文化財担当職員、考古学・建築・歴史学等の関係学会、マスメディア が注目している。国際的には、ユネスコの諮問機関であるイコモスも注視している。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によれば、教育委員には、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する人物が任命される。そのような識見を有する教育委員の皆様は、現地で遺構を視察され、専門家の説明を受けるとともに、文化財保護事務に関連する法令及び文化庁ガイドラインを遵守するという正しい判断をされることを信じる。

埋蔵文化財の発掘・保存で、専門的、技術的に分からないところがあれば、この場で詳しく説明するので、ぜひ質問していただきたい。以上で終わる。

#### (口頭陳情)

市の方針を文化企画課長、総務課長が説明。

田島教育長/委員の皆様、意見や質問を伺いたい。よろしくお願いする。

清成委員/本市の文化財保護に関する事務については、都市ブランド創造局が補助執行を行っているとの説明であった。従前からこれらについて聞いているが、本日は傍聴人も同席しているので、きちんとさせておきたい。都市ブランド創造局に補助執行をさせている具体的な理由、根拠を説明していただきたい。

総務課長/地方自治法第180条の7において、普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限の一部を、普通地方公共団体の長の補助機関に委任し又は補助執行させることが

可能と規定されている。補助執行の目的は、組織機構や職員の配置の重複を避け、行政の能率的処理と一体性の寄与を目的としている。

平成24年度から、文化財の保護に関する事務を補助執行させている理由は、発信力が高い芸術文化の振興を図るとともに、市民が芸術文化に接する機会を拡大し、市民による芸術文化活動を支援するなど、芸術文化の振興をより一層進めるため、教育委員会所管の美術館、博物館等を市長事務部局に移管し、市長事務部局所管の北九州芸術劇場、響ホール等の芸術文化施設と一体的に運営するためである。

- 清成委員/関連であるが、文化財保護に関する事務を補助執行させるとして、制度的にどの程度の範囲が認められているのか。
- 総務課長/補助執行によってどこまで業務を委ねるかは、地方自治の裁量の範囲で、各自治体に任されている。文化財の保護に関する事務については、教育委員会会議で決定するもの、つまり教育委員会の権限として残るのは、北九州市の場合、条例規則の制定・改廃と文化財保護審議会の委員の委嘱である。
- 清成委員/参考までに、政令指定都市の中で、文化財保護に関する事務を市長部局へ補助執行 させている教育委員会の数値、割合は大体どれ程か。また、地方教育行政法では、「権 限移譲」を認められているが、実際に「権限移譲」を行う政令市教育委員会の数値も 分かれば教えていただきたい。
- 総務課長/令和6年4月現在で、政令市は20市ある。このうち、補助執行を行う市は9市、 教育委員会が直接所管している市も9市、全て市長へ権限を委譲している市は2市で ある。
- 清成委員/文化行政の推進、あるいは行政組織の効率的な運営という目的で、文化財保護等に ついての事務を補助執行させていること、専決規程とすること自体に、特に違法性は なく、適法であると理解している。
- 大 坪 委 員/平成 2 4年度、教育委員会から当時の市民文化スポーツ局へ、文化財の保護に関する事務業務を補助執行させているとのことであった。文化財の保護に関する業務を担当される方なので、専門的な知見を持っていると理解するが、その補助執行を依頼された時期には、教育委員会に在籍されていた専門的知識を持つ事務の方が先方へ異動したり、あるいは先方で、従来より強力な体制をつくられたと想像するが、この理解で間違いないか。
- 総務課長/その通りである。平成24年度に、文化財保護に関する事務を当時の市民文化スポーツ局へ補助執行させることに併せ、教育委員会事務局内にあった文化財課と、金田にある埋蔵文化センターを市民文化スポーツ局へ移管し、補助執行させることにした。これに伴い、教育委員会事務局内に、文化財保護に関する知見・経験を有する職員はその時から現在まで不在である。
- 大 坪 委 員/関連する質問である。平成24年度から、市民文化スポーツ局へ文化財に関する事務をお願いしているが、例外として2つの事柄が補助執行から外され、現在も教育委員会に残っているとの説明を受けた。
  - なぜ、文化財保護審議委員の委嘱が補助執行の中に含まれず、教育委員会に残されたのか、その理由を教えていただきたい。
- 総務課長/委員もご承知のことと思うが、教育委員会制度そのものは教育行政の「政治的中立性、宗教からの中立性」、また、「継続性、安定性の観点からのレイマンコントロール」、「専門的な意見に偏ることなく、一般住民としての意見を教育行政に反映させること」が重視されている。このため、教育委員の選任は市長単独の選任ではなく、議会で議決を経た上で任命する。レイマンコントロールを重視する観点から、専門家

や市長の意見ではなく、一般住民の意見反映が可能な教育委員会、教育委員が文化財 保護審議会の委員を選任する権限を持つことにより、政治的・宗教的な中立性、行政 の継続性を担保できるためである。

- 大 坪 委 員/文化財の保護・活用にあたり、どこの部局が専門的な知識を有し、総合的な見地からその事務を執行しているかを確認できた。また、北九州市の文化財保護審議会委員の委嘱についても、事務の権限が教育委員会に残った理由を再認識した。改めて、教育委員としての務めを真摯に受け止め、努力していく。
- 清成委員/先ほど口頭陳情の中で、「専決規程の中に重要なものは除かれており、これは補助 執行の対象になっていなくて教育委員会に残っている」との話であった。では、重要 なものとは何かという解釈として、教育委員会では、「条例の改廃と制定」に関する 事柄、「文化財保護審議会の委員専任と委嘱」などが残されているということか。そ して、なぜそれらが重要なのかは、レイマンコントロールなどの観点から重要性を見 ている、という理解でよいか。
- 総務課長/その通りである。文化財の保護行政を進める上で、重要なものと捉えていただきたい。
- 中島委員/まず陳情者におかれては、貴重なご意見を賜り、感謝する。特に福島先生は、本市 の文化財保護審議会でお力添えいただき、ありがたく思う。

自身も文化的なものに関心があり、昨年来の報道も注視しているが、教育委員に就任してからこれまでに教育委員会の所掌事務について勉強した部分と、報道情報との間に少々ズレがあると感じ、ネットでも検索を行ったり、一般にどのような意見があるのかというのを見ていた。

その際に感じたこととして、失礼な意見かもしれないが、本市のホームページから 必要な知識に飛ぶことが、非常に分かりづらく、手間がかかり難しい。規則を含め、 文化財保護についての仕組や手順なども分かりづらい。そういった情報発信を適切に 行う必要があると思うが、事務局ではどのように考えているのか伺いたい。

- 文化企画課長/委員の言われる通り、文化財指定の仕組や、関連情報の発信は大切だと受け止めている。門司の遺構についても、複合公共施設の整備のホームページに立ち上げたが、 今後、発信の効果的な策を検討したい。
- 中島委員/ユーザーにとって分かりやすい情報発信を心掛けていただきたい。我々教育委員であっても「これはどういうことだ」というようなものが散見されるので、文化財保護の審議に関するプロセスも発信が不十分であったのではないかと思うところがある。 事務局の考えを伺いたい。
- 文化企画課長/先ほど申し上げた通り、分かりやすく伝えることは非常に大切だと認識しており、 引き続き検討していく。
- 中島委員/繰り返しになるが、今回私が気になっているのは、一市民として情報が得にくいこともあるし、文化財保護審議会の委員に対しても十分な説明ができていなかったということがわかっているのであるから、審議会の委員など専門家の方々にも、市民にも、本市の構造や事務のプロセス等をしっかりと説明することが必要なのではないか。そういう意味で、説明が不十分だったのではと先ほど申し上げたのだが、いかがか。
- 文化企画課長/文化財保護審議会の委員は任期があり、交代することがある。今後は、新規委員へ 就任依頼の際、もしくは初回の際に、プロセスや補助執行の建付け等をしっかりと説 明したいと考えている。
- 中島委員/ぜひ、よろしくお願いする。常に開かれていて透明性があること、そして情報発信 の分かりやすさ、アクセスのしやすさは重要である。

また、先ほどの清成委員や大坪委員の質問から、私は、本市の事務手続きについては規則どおりだったと受け止めている。

- 香月委員/今回の陳情の内容からは少し逸れるかもしれないが、今後に向け、初代門司駅の遺構の取扱と複合施設の建設について、市の見解をお伺いしたい。
- 文化企画課長/複合施設の整備にあたっては、やはりこの施設の完成を待ち望んでおられる地元の 市民の方々と、老朽化した施設を利用されている方々の安全性、利便性の向上といっ た点もあるが、遺構を大切に保存してほしいと願う方々、それぞれいろいろな意見・ 要望がある。

総合的な判断として、開発部局で複合公共施設の整備を進め、我々も協議した中で、 2月議会では「遺構は移築保存する」ということを考えていたが、修正可決という結 果になっている。

今後は我々が記録し、保存することで、きちんと次世代に残していきたいと考えている。

香月委員/遺構の保存は大事なことである。ただ、門司区は37%の高齢化率で、役所はかな り高台に位置し、様々な公共施設も点在している。また、平地の少ない半島であるの で、ワンストップでの行政機関があることはとても必要であると感じている。

> また、5月29日には市民向けの事業説明会が開催されると聞いているが、複合公 共施設の整備事業については、多数の市民から様々な意見、指摘が出ることと思う。 賛否両論あるだろう。市民からどのような意見が出されたかはとても重要なので、教 育委員会会議においても、適宜ご報告いただきたい。よろしくお願いする。

- 郷田委員/2月議会で市が提案したものが、市民の民意を代表する議会から「修正・見直しが 必要」だという意見を受けた。この状況について、都市ブランド創造局としてどのよ うに捉えているか伺いたい。
- 文化企画課長/2月議会で、そういった意見をいただいている。修正の理由として、「重要な遺構であるとの指摘が相次いでいる現状に鑑み、市民や議会への説明責任を果たした上で、発掘調査を行っていない部分のうち、重要な箇所で遺構の存在が確認された場合は、適切な埋蔵文化財発掘調査と厳密な記録保存を行うとともに、速やかに複合公共施設の建設を進めるべき」という意見を承った。

我々はこれを受け、今度全体の説明会を行うが、そういった丁寧な市民説明であるとか、追加の発掘調査を行い、複合公共施設の速やかな建設を進める予定である。

文化財保護行政の執行機関である我々であるが、記録保存について最大限の努力を 行っていることは、ご理解賜りたいと考えている。

郷田委員/「総合的な判断」ということがここまでも出てきたが、香月委員の話にもあったように、一市民としては、日々の暮らしや安全という面と、歴史的な遺構などの文化財を大事にすることの、両方のバランスを取るのは非常に難しく、様々な意見が持たれていて、実際に今、そういった様々な声が上がっているのだろうと思う。

門司の建物に関しては、かなり年数が経っているものが多くあり、門司港エリアの 魅力向上といったことも併せて、バランスとして考える必要がある。

話を伺い、専門的、総合的な判断によって今回の結論に至っていると理解している。 文化財を管理する部署ということは、もともとそれらに関心の高い方々がいて、そしていろいろと悩みながら、移築の提案などを検討してくれたのでは、と認識した。そういった経緯を、丁寧に説明いただければよいのではないだろうか。

田島教育長/委員の皆様は、ご発言は他にないか。それでは、意見が出尽くしたと思うので、質問・意見が他になければ、採決に入る。

今回の陳情の項目は、初代門司駅鉄道遺構の試掘及び発掘調査の実施計画について、 教育委員会は北九州市文化財保護審議会に諮問をすること、という内容であった。こ の陳情の趣旨に賛成の方は、挙手をお願いする。

いかがであるか。賛成の挙手はないということでよろしいか。では、賛成の方がいないということで、この陳情については反対、不採択とする。

### 原案否決

(関係課入退室)

協議①「次期教育振興基本計画の策定状況について」

本議案の提案理由を企画調整課長が説明。

[提案理由要旨]

次期教育振興基本計画(案)について、パブリックコメントを実施するにあたり、教育委員の意見を聴取するもの。

- 中島委員/まず、教育プランの文章表現で、74、78ページの、こどもの「居心地のよい学校」であるとか、不登校対策のところに関して、本市において特徴的な「未来へのとびらオンライン授業」の記述が含まれていないように思う。未来へのとびらオンライン授業は、こどもが顔出しをしなくても、自分の部屋からでも集団と繋がれる居場所という側面もあり、もちろん、オンラインで学ぶ、学びの機会の保障という意味合いもあると思うが、このプランの中に入れていないのは何か意図があるのか、伺いたい。
- 企画調整課長/特段の意図があるということではない。例えば78ページの(2)③で「学びの機会の確保」とあるが、この中で「未来へのとびら」という固有名詞は書かれていないが、「ICTも適切に活用しつつ、学びの多様化に資する整備を図ります。」という表現に含まれている。

具体的にどの施策を入れるかは、文章の短縮化、簡素化も両立させながら検討しているので、必要であるとのご意見等があれば、含めるという選択肢も入れて検討する。

中島委員/今後継続するのであれば、何かしらそれに類するものを入れるほうがよいと思う。

一方で、例えば名称や形態が変わるかもしれないということを見越して、このように「ICT」という言葉に留めている、といった意図があってのことだったのかと思い、伺った次第。必ず入れてほしいというわけではないが、せっかく他都市と差別化を図っている大事な活動だと思うので、入れてみても良いのではと感じた。

次に、資料 6 について、測定の仕方が適切なのかどうか少し気になるので、質問する。

例えば、86ページの「5年前のこどもと比較して、困難にくじけず対応する力が 劣っている」と回答した教員の割合。「5年前と比較して」というのはどのように比 較するのだろうか。記憶で辿ると、おそらく自分の過去の経験の中で一番力があった と思われるこどもたちと比較されてしまうのではないか。少し注意が必要だと思う。

先ほどの質問紙は選択方式のため、例えば「劣っているもの」は必ず何個か選択しなくてはならないことになるので、アンケートとしては複雑になるが、例えば「5年前のこどもと比べて、今のこどもたちはどのぐらいの位置にいますか」のような感じ

で、ある程度自由に評定するようにしたり、何か測定の仕方を工夫しても良いのではないかと思った。集計が煩雑になるので、必ずそうしてほしいというわけではない。

また、87ページの「スクールソーシャルワーカーによる事例の解決・好転率」の中で、このような福祉の業界において「事例が解決した、好転した」というのをきちんと測定できるのかというのは疑問に感じるところで、前回この率はどのような計算式に従って算出したのだろうか。また、比較のしようがないために、前年度以上という目標値はあるが、例えば、他都市で同じように解消率のようなものを出していて、それに対して本市の解消率が高いのか低いのか、それらは何を根拠に見出しているのかということが不明であった。

そして、88ページの「学校で主体的・対話的で深い学びを実践できている」と回答した教員の割合は、本市は6.7%と非常に低い。もちろん、先生方が「もっとできるのにな」という気持ちを抱えているのかもしれないが、教師という職業上、「私はすごくできています」と主張するような人自体が少ないのではないかと思う。謙虚な方が多いので、自己の出来高をきちんとアピールできる教員になってもらうことも必要である。この項目は、先生方が過小評価しすぎではないかと想像する。このような観点で目標値を測定する際、主観に頼らざるを得ないが、頼り過ぎると、正しく測定できているのかという問題が生じるので、今後どのような根拠をここに挙げるのかは、また検討していただきたい。

質問というよりも意見に近くなったが、何か事務局のお考えがあればお聞かせいただきたい。

企画調整課長/スクールソーシャルワーカー以外のご質問にまずお答えする。今回このアンケートを初めて実施してみて、課題と思われるような結果が目に付いたというか、「なるほど、こどもたちや教職員の方々はこんなふうに感じているのか」と改めて理解したところであり、この課題と考えられることを、なんとか経年的に把握し、少しでも改善できたらという思いで、参考指標の中に入れている。

経年的に把握する方法は、アンケートを毎年、または何年か置きに実施することもあるが、その中で同じような尋ね方をするのか、今のご指摘を踏まえ、よりよい聞き方を引き続き検討しながら、把握し、施策に活かしていきたい。今後もアドバイスをよろしくお願いしたい。

- 学校支援担当課長/スクールソーシャルワーカーでの好転率についてだが、学校からの要請でスクール ソーシャルワーカー、及び副担当へ話が入り、そこで支援を行い、ケース会議を実施 していくこともある。その中で支援が収束に向かえば、スクールソーシャルワーカー が収束という形を取るため、これを好転率として考えている。
- 中島 委員/いくつか意見はあるが一旦、好転解決したとして全体の件数に対する割合で好転率 を算出することは理解した。
- 大 坪 委 員/同じくKPIの指標についての意見であるが、これは1度決定すると5年間動かせず、今後悩むことになるので再検討した方が良いのではないかと気づいたところを指摘させていただく。

1つ目に、「全国体力・運動能力調査結果の体力合計点」で、目標値は前年度以上と非常に意欲的な設定をされているが、これはかなり厳しい目標値になると思われる。全国的に子どものたちの体力はかなり悪くなっていく方向にあり、結構大胆な指標であると感じるが、それでもやはり頑張らなければということで、敢えて高い目標値を設定して頑張るのであれば、それはそれでよい。

2つ目に、88ページの参考指標の②、「教職員の仕事をしている中で、悩みや苦しさがあると回答した教職員の割合」が現在69.5%で、35%程度に下げていこうと表現されている。自分が項目を理解できていないのかもしれないが、仕事をする中で悩みや苦しみを持っている方というのは、良い先生だと私は思う。前後を含めて質問紙を見れば、「気に病んでしまい、仕事が手につかなくなる」など、どちらかというとネガティブな意味で表現されているのだろうと思うので、そこは少し調整した方がよい。検討課題としての指摘なので、担当課で議論していただければ。

香月委員/大坪委員の意見と同じところについて、「教職員の仕事をしている中で悩みや苦しさがある」と回答した教職員の割合はそれなりにいるが、悩みや苦しさがあっても解決できる教職員はよいと思う。しかし、学校産業医も勤めている自分から見ると、特にICT関係で、ついていけない教員がかなりいて、彼らは超過勤務になりがちで十分に休養が取れないような状況になり、かなり負のスパイラルがある。81ページに、ICTを進めるとあるが、そこについても何かフォローできる施策が必要ではないかと思う。よろしくお願いする。

田島教育長/それはご意見でよろしいか。

香月委員/意見である。

企画調整課長/ご意見へ答弁して申し訳ないが、悩みや苦しみの件について説明させていただく。 65ページの教職員のアンケートの中で、「どういうときに悩みや苦しみを感じますか」と、自由記述で聞いている。上の4つは、よく世間で言われているようなことがもう現実に上がってきているなという印象であるが、こうやって自由記述をした方、つまり教職員1,135人中、今回の回答者の69.5%の方々が、「自分にはこういう悩みや苦しみがある」と回答したということなので、今後も同様に聞き続けるとすると、いずれこうした自由記述がなくなるということが、KPIの達成に繋がっていくのではないかと思う。今回は参考資料であるが、経年的に把握してはどうかと掲げているところであり、また、KPIは1回決めたら変更できないということはなく、時々の状況に応じて、柔軟に見直し等も行っていく。

香月委員/77ページの「体力と健康の保持」について、医師として自分が気になるのは、コロナ禍の影響もあったのだろうが、体力の低下は著しいものがある。特に、側弯症もないのに姿勢の悪い子どもが極端に増えてきている。やはり、体を動かさない時期が多かった影響ではないかと推察する。子どもの体力を増進していくためには、1日1時間程度の運動活動が必要だと言われているので、それができなかった子どもたちが、これから取り戻せるのかという不安はあるが、今後そういったことも考慮して施策が付いてくれるとよい。

また、健康の保持増進に関して、虫歯や肥満痩身、いわゆる生活習慣病についての 記載はあるが、今後、長寿になればなるほど、がんになる確率も高くなるので、がん 教育もしっかりと実施するべきである。いずれ、がん治療と仕事の併用をすることも 多々出てくる。そういうことも踏まえて施策が付いてくると良い。意見である。

郷田委員/気になった点について、87ページの全国体力、真ん中の②、「全国体力・運動能力調査結果」の体力合計点のところが、国語や算数・数学という表記になっているが、これはどこか学力の記載と入れ替わったりしていないか。

また、中島委員の意見に近いが、「自宅に帰って、タブレットからオンラインで回答する」という方が答えたアンケートである、というところがやはり大きいのではないかと思う。というのも、インターネット上でアンケートを取るときに「インターネットを使っていますか」と聞けば、それは100%「はい」という答えになるという

ようなもので、苦しんでいるお子さんを拾い上げようというときに、もしかしたらそれは拾い上げられていないかもしれないので、そういう前提で数字の割合を見ているだろうと思うが、そういった数字も取れる機会があると良い。

最後に、小学6年生の我が子が、教科担任制の枠が広がったことについて、「すごく授業が面白くなった」と喜んでおり、中学生の子も、少し割合が変わったのか、「すごく面白くなった」と話していた。「教科担任制になって、先生が自分の得意な教科に集中できるようになったから面白いんだ」とも教えてくれた。今回のプランには時代的にも、チャレンジというものがいろいろと入っているが、先生が現場で様々なことにチャレンジして、変えてみて、その結果、自分たちの教育が良くなったと子どもたちが感じること自体が、とても良い経験だと思っている。例えば、やってみたが少し思うようにいかなかったとか、だからまた元に戻すといったことがもしかするとあるかもしれないが、そのチャレンジの経緯そのものが、生徒である子どもたちにとっても良い経験になるなと。子どもと話していてそのように感じたので、是非いろいろと取り組んでいただけたらなと思っている。意見である。

田島教育長/こどもまんなか教育プランにおける、失敗を恐れず挑戦するという環境は、子ども だけではなく先生方に対しても、環境整備を進めたい。

KPI 関連のご意見が様々出ているが、清成委員は気になるところなどないか。

清成委員/では、私も個人的な意見だが申し上げる。65ページの「学校の先生たちの悩みとか苦しさ」に関するところは、以前教育委員を務めていた時からテーマになっており、 ずっと気になっているところである。

①の子どもに関することは、学校の先生である以上、職業柄必然的に付きまとう悩みであり、解消は難しいのかなと思う。逆に、子どもが悩み苦しんでいる時に、「何も苦しさなど感じません」という先生より、一緒に悩んで苦しんであげる先生がむしろ正しいので、これは解消すべきことなのかとも思う。

2番目の教職員に関しては、学校現場に限らず様々な企業だとか組織の中で、仲間外れのようなものなど様々ある問題で、これは何らかの解決が必要である。

私が最も関心をもっているのは3番目の、保護者からの苦情についてである。保護者からの苦情がいけないということではないし、中には正当な内容もあるとは思うが、残念ながら、理不尽な要求、苦情ではないかと思われるケースが多いのも事実である。弁護士の立場から見て不思議なのが、教育現場の方々というか教育の世界では、保護者からクレームが来ると、担任と校長先生が家庭訪問をするのが当たり前のようになっていると思うのだが、企業等では、クレーマーやハラスメントなどのトラブルが発生した際、基本的には交渉や話し合いの場に当事者とトップは出さないように指導したりする。

当事者がいるとどうしても感情的になりやすく、トップを出してしまうとその場での判断を求められることもあるため、なるべく出さないようにとアドバイスをするのだが、教育の場面では、やはり信頼関係が重要視されるため、どうしても家庭訪問を行うということになるのだと思う。一定限度はやむを得ないが、理不尽なクレームに対し、どこまで家庭訪問等を行うかという問題がある。

今日事務局から紹介された新聞記事でも取り上げられていたが、相談窓口を設置している自治体、教育委員会がある。私は前々から意見として申し上げてきたが、教育問題についてはADR(裁判外紛争解決機関)を設置して、要は裁判所ではなく民間等の団体で紛争を解決したり、話し合いの場を設けるということだが、教育の分野は非常にこれが馴染むと思う。例えば交通事故に関するADR等、実際に日本全国で様々

な種類のADRがあるが、中でも教育の分野は、物事の解決手段として裁判等よりも話し合いによるべきところが大きい。スピード感に関しても、裁判だと1ヶ月ごとに期日が入ったりして、遅々として進まず、その間に子どもはどんどん大きくなり、教育を受ける機会を失してしまうこともある。やはり話し合いによる早期解決という意味では、ADRを設置することができれば、保護者もどこに苦情を申し立てればいいのかというのが分かりやすくなり、良いのではないかと思う。

- 田島教育長/清成委員には、前回教育委員をしていただいた時に、スクールロイヤーの導入の議論で、いろいろなご意見をいただいた。一般的な企業等でも、いわゆるカスタマーハラスメントに対して毅然とした対応をしようというような動きがあり、理不尽で過剰な要求は、学校現場における疲弊の一番の原因になっているので、これから様々、真剣に相談させていただきたい。教育委員の皆様、その旨はよろしくお願い申し上げる。
- 郷田委員/26ページの、中学生が学校生活の中で「こわい、不安だ」と思うことについて、26%が登下校に関するものである。すぐにどうこうできるというものではないと思うが、自分の子どもが部活で遅くなり、当時たしか7時半など、暗い中を女子中学生が徒歩で帰ってくるのかと少し恐ろしく思った覚えがある。何か対策や取組など、予定されているかを伺いたい。
- 生徒指導課長/特に中学生に該当するが、部活動で下校時間が遅くなった時の対応としては、まず 大原則として、平日の活動時間を設定し、終了時間までに下校する。各ご家庭で、「必 ずこの時間には学校を出ている」と確認ができる、これを一番の対策だと考え、実施 している。

それ以外では、通学路の合同点検として地域と連携し、数年に一度、通学路の不備 や危険箇所がないか、また、電灯をつけてほしいという要望箇所等の点検を実施して いる。

その他、学校警察連携協議会、「学警連」と言われるもので、我々教育委員会生徒 指導課と警察等が連携しており、何か事件事故が発生した際は即座に我々へ連絡をい ただき、我々から対象校区の学校へ連絡を入れ、そこからtetoru(テトル)で 危険を知らせるメールを送信して周知するなど、子どもたちが危険に遭遇しないよう に対策を取っている。

- 郷田委員/26%という数字は結構高いと感じたことと、中学生になると通学で結構な距離を歩くケースも耳にするので、これが特効薬だというものはないかもしれないが、今後も検討を重ねていただけるとありがたい。
- 田島教育長/今回のアンケートで、中学生が学校生活でこわいと感じていることにおいて、この 回答が最多という結果が出たのは、我々としても意外であった。如実に数字に出ているので、これが子どもたちのリアルな声だということを重く受け止め、今取り組んで いること以上に何ができるかというのを、真剣に考えていかなければならないと思っている。
- 中島委員/強く同意し、賛同する。
- 香月委員/もう1つ質問する。この教育プランから読み取れないだけなのかもしれないが、お 尋ねしたい。

貧困の連鎖というか、経済感覚、家計の経営といったことは、どこで学習するようになっているか。高齢になってもそうだが、経済感覚がないために貧困に陥っている人も結構いるので、そういうことをどこで学習するのかが分かれば、教えていただきたい。

学校教育課長/学校教育の中では、「消費者教育」として、例えば悪質商法や多重債務、それから 貧困に直接関わっているとは限らないが、消費者としての社会的な問題が深刻化して いる中で、自立した消費者として健全に、安心して豊かな消費生活を営むために、消 費者教育は重要な鍵になる。指導要領の中では、このような諸課題をいくつかの教科 に関連させながら学ぶことを求めている。

> 例えば中学校社会科では、物の価格の決まり方、需要と供給のバランス等を学び、 総合的な学習の時間では、ある商品の価格設定から売買までをシミュレーションして 学習したりしている。また、家庭科でも、消費者として家計のバランスの取れたあり 方などを学ぶ。

補足であるが、先ほど委員からご要望があった「がん教育」については、小学校、 中学校の生活科の中で、がん予防や、がんの社会的な様子などについて触れている。

香月委員/賢い消費者にならないと、きちんと生きていけない方も出てくるので、重要なこと として担保していくべきだと思う。

また、がん教育に関して、外部講師も十分に活用していただきたい。

### 協議終了

その他報告①「これからの図書館のあり方について(答申)」について

#### 奉仕課長が報告。

[報告要旨] 以下の項目について報告。

令和5年度に北九州市立図書館協議会へ諮問した「これからの図書館のあり方」について、協議会より受けた答申の内容を報告。

中島委員/まず、協議会の方々にはとても丁寧で分厚い資料を作成していただいており、非常 に綿密にご検討いただいたということが伝わってきた。

> 図書館とは、地域の方の居場所であり、地域に開かれた場であることが必要である ので、今回答申で寄せられた方向性も、納得のいくものであった。

> また、予算の面でも、以前の予算要求の際に電子書籍に関する予算を増額したり、 雑誌に関するものを増やすなど、より市民が利用しやすい形を検討されていることが 発信されていたので、そのまま継続して進めていただきたい。

> 以前も話したかと思うが、小学校でタブレットを使用しているのに、電子書籍に触れる機会は少ない。正直、自分は紙の書籍が好きなので、子どもたちにも紙に触れてほしいという思いもあるが、せっかく各自IDを持っているので、小中学校のタブレットで電子書籍を活用できるようなモデル例などを、図書館側から発信してもよいと思う。例えば、低学年の読み聞かせで、タブレットの電子図書館で借りたものを利用するなど、活用方法や事例を市民や学校に広く啓発していくことも必要ではないかと思うので、今後の計画等でご検討いただきたい。

田島教育長/意見でよいか。

中島委員/意見である。

清成委員/似たような意見になるが、ICTの活用と、紙媒体での書籍とで、どのようにバランスを考えていくか、ということではないだろうか。今後の図書館の存在意義として、あくまで情報がそこに集まっていると見るのか、やはり紙媒体が中心なのか、そうい

ったことを含め、これからの図書館のあり方を見直す時期に来ているので、大変だろ うと思うが、ご検討いただきたい。

田島教育長/意見でよいか。 清成委員/その通りである。

### 報告終了

(関係者以外退出)

### (2) 非公開案件

協議②「北九州市立高等学校学則の一部改正について」

本議案の提案理由を次世代教育推進課長が説明。

「提案理由要旨]

令和6年度からの生徒募集に当たり、学則(学科及び定員にかかる条項)の一部改正が必要であるため、検討経過等を報告し、協議するもの。

# 協議終了

議案第5号「令和6年6月北九州市議会定例会への提出議案について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

令和6年6月北九州市議会定例会へ提出する議案について、付議するもの。

# 原案可決

# 4 閉 会

17:35 田島教育長が閉会を宣言